

博士論文部会規程

2015年7月24日 制定
最終改定：2021年3月16日 改定

(総則)

第1条

学会賞候補者選考委員会規程第6条に定める博士論文部会は、本規程により運用する。

(任務)

第2条

博士論文部会は、博士論文賞選考内規に基づいて博士論文賞の受賞候補者案を作成し、学会賞候補者選考委員会に報告する。

(構成)

第3条

博士論文部会の部会長は、学界側副会長が務める。博士論文部会委員は、部会長が指名する4、5名の委員が務める。

(改廃)

第4条

本規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

(実施)

第5条

本規程は、2015年7月24日から実施する。

(附則)

2015年7月24日 制定
2017年1月30日 改定
2017年7月14日 改定
2021年3月16日 改定

以上